

令和 2 年度 進路指導のしおり

保護者懇談会資料
青森第二高等養護学校 進路指導部

目次

- | | | |
|---|-----------------------------|---------|
| 1 | 各学年での進路に関する目標（進路関係を一部抜粋）・・・ | p.1 |
| 2 | 卒業段階での主な進路先【過去5年分】 | ・・・ p.2 |
| 3 | 企業就労について | ・・・ p.2 |
| 4 | 福祉就労について | ・・・ p.4 |
| 5 | 職業訓練校・能力開発校について | ・・・ p.5 |
| 6 | 年間の進路指導の流れ | ・・・ p.6 |
| 7 | 現場実習について | ・・・ p.7 |
| 8 | その他進路指導の取組について | ・・・ p.8 |

1 各学年での進路に関する目標（進路関係を一部抜粋）

（１）第１学年

将来の社会的、職業的自立に必要な生活経験の拡大を図る。

- （１）学校生活に適応し、他と協調する望ましい態度を身に付ける。
- （２）挨拶、返事、報告の大切さを知り、場面に応じた言葉遣いや態度を身に付ける。
- （３）自分のよさや課題を知り、働くことや進路に対する関心をもつ。

第１学年は、家庭・学校での基本的な生活習慣を身に付け、働くことへの意識を高めることを大きな目的としています。校内実習や後期現場実習などで、身だしなみや職場のルールを守りながら働くことを通じて、自分のよさや課題に気づき、進路について主体的に考えることができることを目標としています。

（２）第２学年

将来の社会的、職業的自立に必要な基礎的知識・技能の習得及び態度・習慣の形成を図る。

- （１）自己の適性について知り、働く意欲をもつ。
- （２）挨拶や返事・報告ができ、時と場に応じた言葉遣いや態度を身に付ける。
- （３）相手を思いやる心をもち、進んで協力する態度を身に付ける。

第２学年は職場での人間関係を円滑に進めることができるように、働く場にふさわしい言動を身に付けることを目的としています。現場実習を通し、様々な職種・業種を体験することで、自分の適性に気づき、具体的に進路を考えるようになることが目標です。

（３）第３学年

将来の社会的、職業的自立に必要な基礎的知識・技能の習得及び態度・習慣の定着に努める。

- （１）働く喜びを知り、進んで働く態度を身に付ける。
- （２）進んで挨拶や返事、報告ができ、時と場に応じた言葉遣いや態度を身に付ける
- （３）社会生活において好ましい人間関係を作り、将来の生活設計をする力を身に付ける。

第３学年は就労場面を想定した実習を行い、決められた仕事に責任をもって取り組み続ける力を養うことや、進路を自己決定することが大きな目的です。進路の決定だけでなく、関係諸機関との連携、余暇活動の充実、金銭の管理など卒業後の社会生活に具体的なイメージがもてるようになることを目標としています。

【３年間で計画的な進路指導に向けて】

進路指導では、まずは生徒本人の「やってみたい」という希望を第一に考えています。そこからスタートして、現場実習や校内での学習活動等を通じて、どのような職業が本当に自分に向いているのか判断できるように計画的に進路指導を進めていきます。

卒業後の進路選択をするのは本人の意思・意欲が一番大切ですが、適切な進路選択をするためには、保護者の方にも現場実習への見学同行、保護者向けの事業所見学会、進路講話会などに参加していただき、学校、生徒と共に進路選択に携わっていただきますようご協力お願いいたします。

2 卒業段階での主な進路先【過去5年分】

進路形態	業種等	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	合計 (人)
企業就労	農業・漁業	3	1	0	0	0	4
	建設業	0	0	1	0	0	1
	製造業〔機械製造業、食品加工、縫製〕	3	10	5	3	6	27
	運輸業	1	0	3	3	1	8
	卸売・小売業、飲食店	5	4	7	7	6	29
	クリーニング業	2	1	0	0	0	3
	サービス業〔自動車整備、旅館等〕	2	4	0	3	0	9
	労務の職業〔清掃、事務補助〕	4	2	5	2	5	18
	現場処理業〔廃品回収、産業廃棄物処理〕	0	1	0	0	0	1
	老人福祉・医療	8	3	8	7	9	35
	企業就労者合計（人）	28	26	29	25	27	135
福祉就労	就労継続支援A型事業所	5	6	5	7	3	26
	就労移行支援、就労継続支援B型事業所	1	2	0	1	1	5
進学	障害者職業訓練校等	1	0	0	0	0	1
自営・家庭手伝い		0	1	1	0	1	3
卒業生総数		35	35	35	33	32	170

3 企業就労について

本校で考えている「企業就労」とは、公共職業安定所（ハローワーク）を通じた障害者求人です。

（1）雇用の形態について

正社員

一般的には雇用の期限を定めない契約。基本的に就業規則に定められた勤務時間があり、各種の手当や福利厚生を受けることができます。一日8時間、週40時間が基本で、必要に応じて残業等が発生する場合があります。相応の体力や就労スキル、責任感が必要となります。

パート、契約社員

雇用の期限が半年や1年ごとなど有期の場合が多いですが、障害者求人に関しては、基本的に契約は更新され（原則更新）、勤務時間は実態に応じて相談をしながら決定することができます。体力的に自信が無いなど不安がある場合、短時間から始めて徐々に時間を伸ばすことも可能な場合があります。また、一定期間の勤務状況を見て正社員として登用される場合もあります。

【知的障害者の雇用形態について（平成30年度 障害者雇用実態調査より）】

○正社員（特例子会社含む）＝19.8%、正社員以外＝80.2%



令和元年の本校卒業生について

正社員・・・6名（20%）、正社員以外（契約社員、パート職員等）・・・24名（80%）

(2) 保険について

雇用保険

基本的に雇用保険は、31日以上継続して雇用される見込みがあり、週20時間以上の所定労働時間があることが要件となります。加入の手続きは事業主が行います。雇用保険被保険者証が配布されることになっています。

健康保険・厚生年金保険

正社員の概ね3/4以上の所定労働時間（およそ週30時間）および3/4以上の労働日数があることが加入の条件となります。保険料は労使折半となり、強制的に加入することになります。

平成29年4月からは、従業員が500人以下の会社で週20時間以上働く方などにも対象に、労使で合意すれば会社単位で社会保険に加入できるようになりました。

健康保険

病院にかかったときの療養の給付などのほか、療養のため労務に服することができない日については傷病手当金、産前産後休業期間中の出産手当金や、出産したときの出産育児一時金、被保険者が死亡したときの埋葬料などの給付があります。

厚生年金保険

20歳以上の国民全員は原則全員が公的年金に加入する必要があり、国民年金にも加入していることとなります。厚生年金の加入期間の長さや現役時代の保険料の計算の基礎となった給与や賞与の額により老齢年金の額が決まります。厚生年金は、会社が保険料を半分負担してくれ、受け取れる金額も国民年金よりも多くなっています。

労災保険

業務上起こった事故等によるけがや疾病に対して補償される保険です。パート、嘱託、契約社員等すべての労働者が対象となります。保険料は全額事業主が負担します。

これらの保険関係は、事業主との雇用契約の際に求人票などで必ず確認してください。

(3) 障害者の雇用に関する制度について

障害者雇用率制度

「障害者雇用促進法」により、一定上の規模（全従業員数が45、5名以上）の企業に、従業員数に対して法定雇用率以上の障害者（知的・身体・精神）を雇用する義務を定めたものです。（平成30年4月1日より民間企業の法定雇用率は2.2%。2021年4月までには2.3%に引き上げられる予定）

特例子会社

上記の法定雇用率を達成するために企業に認められた特例制度です。事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できるという制度です。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としています。

【青森県内の特例子会社】⇒ 3社

- ・げんねんワークサポート株式会社（日本原燃株式会社の特例子会社）
- ・富士通ハーモニー株式会社 青森事業所（富士通株式会社の特例子会社）
- ・オリンパスサポートメイト株式会社 青森事業グループ（オリンパス株式会社の特例子会社）

令和2年4月17日現在

4 福祉就労について

平成25年より施行された障害者総合支援法に基づく福祉サービスで、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のことです。各市町村役所の福祉担当の窓口で申請します。

(1) 卒業生が主に利用している福祉サービスについて

就労継続支援A型

ハローワークを通じた求人で事業所と雇用契約を結び、一定の支援がある職場で働きます。期限はありません。基本的に最低賃金が支払われることとなります（青森県は790円）。一日の就労時間が4～5時間の場合が多いですが、就労支援員がいるなど、一般企業より手厚いサービスを受けることができます。

平成30年度の県内の就労継続支援A型事業所の平均給与・・・月額約6万4千円

青森県発表資料より

就労継続支援B型

期限はありません。高等部卒業後すぐ利用する場合はアセスメント（評価）が必要となります。（就労移行支援事業所で一週間程度アセスメントのための実習を受け、利用が適当であるとの判定が必要となります。）企業での就労に向けた支援を行います。その度合いは事業所によって違います。工賃という形で、毎月一定額の賃金が支払われることが多いです。

平成30年度の県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃・・・月額約1万4千円

青森県発表資料より

就労移行支援

就労移行支援事業所で訓練を受け一般就労をめざします。2年間の期限があります（就労の見込みがあると判断されれば1年間延長される場合があります）。年度の途中であっても、企業での就労が決定した場合はその時点でサービスの提供は一旦終了となります（必要に応じて定着支援などは実施されます）。工賃は基本的に支給されませんが、施設外就労を行った場合などに支給されることがあります。

(2) 福祉就労に向けた手続きについて

卒業に向けて福祉サービスを利用する際には、学級担任を通して保護者の方に申請時期や詳しい手続きの流れについて説明いたします。

①相談・申請

サービスを利用したい場合、障害福祉課または特定相談支援事業者に相談します。申請は各市町村障害福祉課等の障害福祉サービス担当窓口で行います。

②調査

申請した生徒本人と面接して、心身の状況や生活環境などについて調査します。

③サービス等利用計画案の作成

計画案の作成を依頼する特定相談支援事業者を選び、計画案作成に関する契約を締結します。

④決定・通知

サービスの内容や支給量が決定され「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

⑤事業者と契約

サービスを利用する事業者を選び、利用に関する契約を締結します。

⑥サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用します。サービスの利用には原則1割の自己負担が発生します（軽減措置等あり）。

5 職業訓練校・能力開発校について

青森県立障害者職業訓練校は弘前市にあります。就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上をはかることを目的として青森県が運営する施設です。本校生徒が対象になる学科は「作業実務課」になります。1年間学校に通い、各種資格を取得し、企業等での実習を経て卒業後の就労を目指します。入校には筆記、作業、面接などの検査があります。青森県だけでなく、他の都道府県の学校に入校することも可能です。（東北では他に宮城県にあります。）収入などの一定の条件を満たすと、職業訓練受講給付金が支給されます。

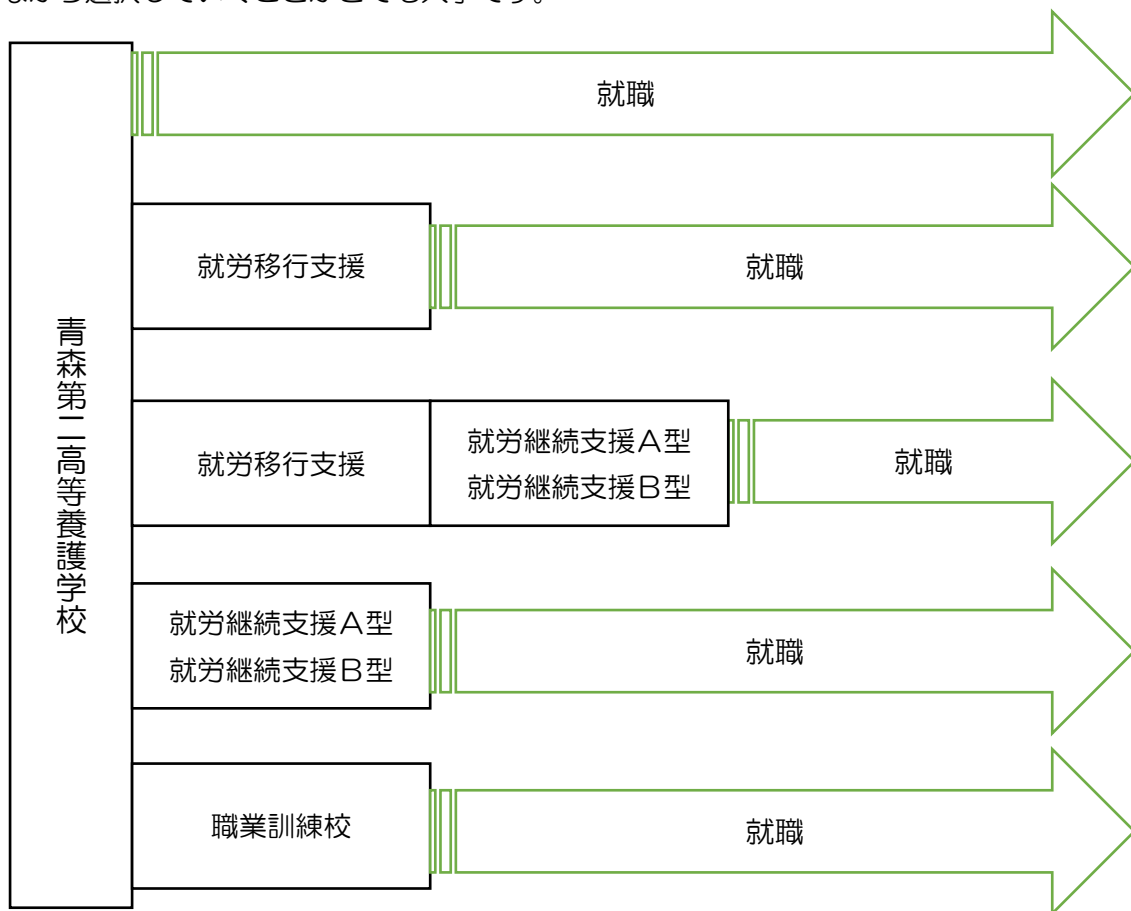
【青森県立障害者職業訓練校】

- ・所在地 〒036-8253 青森県弘前市大字緑ヶ丘1丁目9-1
- ・作業実務科 1年(4月～3月) 定員 10名
- ・訓練内容
介護・園芸・清掃・電子機器組立・パソコン操作についての知識と技能を習得するとともに、社会生活習慣や職場規律等を学びます。

【企業へ就労する道のり】

現在、福祉サービスの充実とともに、企業へ就労する道のりはたくさんあります。

本人にとって一番よい方法はどれなのかを、本人の希望を踏まえながら、学校・家庭で話し合いながら選択していくことがとても大切です。



6 年間の進路指導の流れ

今年度はコロナウイルスの対応により、7月に予定されていた保護者事業所見学会は中止となりました。現場実習についても、当初の予定から変更になりましたが、実施時期・期間など実習先との調整でさらに変更になる場合があります。

○：主に在校生を対象とした活動 ◎：保護者との連携で進める活動

	第1学年	第2学年	第3学年
4月	◎進路面談（通年）		
5月			
6月			○職安求職登録説明会 6/22(月)
7月		◎職業ガイダンス 7/22(水) 講師：職業センター、職安 ◎進路講話会 7/22(水) 講師：企業担当者、 福祉事業所担当者	◎進路講話会 7/22(水) 講師：県内6地区の就業・生活支援センター ◎四者面談 7/29(水)～7/31(金) (生徒、保護者、担任、職安、就業・生活支援センター)
8月			○現場実習(出身地) 8/31(月)～9/18(金)
9月	○校内実習 9/7(月)～9/18(金) ◎進路講話会 9月校内実習中 講師：青森藤チャレンジ障害者就業・生活支援センター		
10月		○現場実習(出身地) 10/5(月)～10/16(金)	
11月	○第1学年職場見学会 11/4(水) ○現場実習(青森市内) 11/16(月)～11/27(金)		○現場実習(出身地) 11/9(月)～11/27(金)
12月			○追加実習（随時） ○就職試験（随時） ◎福祉サービス利用の手続き（随時）
1月		◎進路面談 1月～2月 (生徒、保護者、担任、学年主任、進路指導主事)	↓
2月		↓	◎移行支援会議 (担任、進路先、就業・生活支援センター) 時期は先方と調整のうえ決定
3月			↓

7 現場実習について

日々の学習の発展として、実際の職場での働く体験を通して、働く習慣や働く意味、職場でのきまり、職場でのコミュニケーションなどを学ぶ 現場実習を実施しています。実習の形態や期間は学年によって異なりますが、卒業するまでにくり返し複数の企業・福祉事業所で実習を行い、働く力を高めていきます。第1学年の10月から現場実習を実施します。

【現場実習の目的】

第1学年

- (1) 現場で働く体験を通して、働くことのきびしさや、働くために必要な基本的事項を知る。
- (2) 自分のよさや課題について理解し、進路の実現に向け意欲や心構えをもつ。」

第2学年

- (1) 実際に現場で働く体験を通して、職場に必要な基本的な事柄を知る。
- (2) 自分のよさ、課題について知り、自己理解を深め、改善しようと努力する。

第3学年

- (1) 将来の職業生活を見通した職種での実習を通して、社会人としての心構えと日常生活に必要な能力や態度を身に付ける。
- (2) 自己の適性を自覚し、卒業後の進路を考える。

(1) 実習先の選定について

第1学年では、普段の学習（専門教科）、校内実習での様子を踏まえて、本人や保護者の方の興味、ニーズのある職種・業種を中心に選定します。

第2学年では、前期実習は第1学年で経験していない職種を中心に行います。後期実習では、これまでのマッチング状況を元に、ある程度本人の希望に添った実習先で、担任が合っていそうと思う場所を選定します。

第3学年での実習は、第2学年後期の進路面談を通して、卒業後を見据えた実習先を決定します。雇用の可能性のある事業所で実習を行い、就労先となる事業所を決めていくことになります。後期現場実習で進路先が決定に至らなかった場合、追加実習を実施します。保護者の方と連絡を取り合いながら計画していくことになります。

(2) 実習に関して保護者の方にご協力していただくこと

保護者見学

実習中、担任の巡回指導に合わせて保護者の方にも実習先の見学をお願いしています。企業の様子、生徒本人のできていることや課題を一緒に確認する目的があります。

事前訪問

第2学年後期実習から、事前打合せの際、保護者の方にも原則同席をお願いしています。実習先への経路、準備物、実習の内容や実習中の注意点などを確認します。

進路面談

現場実習の振り返り時に実習先の評価を元にしながら課題を見つけ出し、次の実習先を本人や保護者の皆様と相談しながら決定していきます。

(3) 就学奨励費について

実習中の交通費は就学奨励費の対象となります。自宅から事業所までの合理的な経路の交通費が対象となります。生徒の実態に応じて経路を変更する場合は、事前に担任から確認させていただきます。また、グループホームや寮など、宿泊を伴う実習についても就学奨励費の対象になる場合があります。

8 その他進路指導の取組について

(1) 校内実習

第1学年を対象とし、働くための基礎となる習慣や基本的な態度を身に付け、現場実習や将来の進路に対する自覚と意欲を高めることを目的として実施します。校内で模擬会社を作り、実習期間中は会社単位で活動します。実習中に達成する目標やノルマ等を設定することで、集中して作業する姿勢や「報告・連絡・相談」など、職場に必要なスキルも身に付けます。

(2) 進路講話会

企業や就労移行支援事業所など外部の講師や進路指導主事などから、ビジネスマナー（服装・身だしなみ・あいさつ等）や 職場で 注意すべきこと（安全・衛生等） についての講話を聴き、就労に対する意識を高めることを目的としています。7月の保護者懇談の日に設定し、学年ごとに実施します。

・第1学年

対象・・・本校第1学年保護者及び職員

講師・・・就業・生活支援センター

内容・・・障害者就業・生活支援センターの役割や就労移行支援事業、卒業生の状況を話していただくことで、保護者が子どもの将来像をイメージし、広い視野で進路選択できるようにします。

・第2学年

対象・・・本校第2学年保護者及び職員

講師・・・青森市内の企業担当者、福祉サービス担当者

内容・・・障害者雇用を進めている事業主等の立場から、日頃感じていることや在学中に身に付けてほしい力などについての話をしていただき、卒業後に向けた進路について考える機会とします。

・第3学年

対象・・・本校第3学年生徒、保護者及び職員

講師・・・県内6地区の障害者就業・生活支援センター

内容・・・本校卒業後に、生徒の居住地域における就労や生活に向けて、生徒・保護者が各地域にある支援機関に関する情報を得て、学校、家庭及び支援機関との連携を図る機会とします。

(3) 進路ガイダンス

第2学年生徒全員と保護者の方を対象とし、障害者職業センターとハローワーク担当者から、学校と会社の違いや働き続けるために必要なことなど企業就労に関する講話を聞きます。講話を通して、自分に合った具体的な進路について考えたり就職するために必要な事柄について学んだりする機会とします。例年、7月の保護者懇談会の第2学年の参観授業として実施しています。

(4) 移行支援会議

3年の進路先が決定した後、進路先の事業所と学校、本人・保護者、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの行政機関の担当者が集まり、将来の生活へのニーズを実現していくために、必要な支援やサービスを検討します。進路先事業所で円滑に仕事を開始できるように、生徒個々に応じた具体的な対応について、本人・保護者と関係者で確認する大事な機会となります。